

低温着火による火災にご注意ください！

☆炭化、低温着火とは？

木材にある程度の高い熱を加え続けると、木材の水分が蒸発し、さらに酸素や水素などもなくなり、炭素だけ残ってしまうことを「炭化」と言います。また、炭化した木材は通常よりも低い温度で発火する場合があります。それを「低温着火」と言います。

例えば、コンロより近くの壁材が長い間加熱されて発火する場合、風呂の煙突や暖房のチーム管に接している木材が長い間加熱されて発火する場合があります。

☆低温着火を防ぐには？

- ・コンロと壁との距離を 15 cm 以上離す。
- ・距離をとれない場合は熱を伝えない材料を壁との間に挟むなどの対処をする。
- ・煙突が貫通する壁にメガネ石がきちんとはめられているか確認しましょう。

☆このような場合は注意！

- ・ガスコンロと接している壁が焦げたり、ふくれたりしていませんか？
- ・鍋が壁に接触していませんか？
- ・煙突がズレて、可燃物の緩みやはずれはありませんか？
- ・煙突の穴、接続部の緩みやはずれはありませんか？

※このような状況や症状が見られる場合は注意又は改善が必要です。

○問い合わせ先：富良野広域連合富良野消防署南富良野支署 ☎ 52 - 2119

広報みなみふらの

お知らせ版

2014. 11. 15

No.317

固定資産税（家屋）の各種届出をお忘れなく

固定資産税は、毎年 1 月 1 日を賦課期日として課税されます。

平成 26 年中に家屋の取り壊しや新增築など、また、売買等による所有者の異動がありましたら、総務課税務係まで届出等をお願いします。

ただし、本年中に法務局への滅失や所有権移転の登記が完了しているものは、法務局より通知がありますので除かれます。

●一部または全部の取り壊しを行った場合

「建物滅失届」

●売買・相続・贈与などで所有者が変更となった場合

「家屋名義人変更届」

●新增築などを行った場合

電話等でお知らせください。

※「家屋」には個人が所有する住宅・倉庫等のほか、会社等が所有する店舗、事務所、倉庫、車庫、納屋、工場なども該当します。なお、賦課事務の関係上平成 27 年 1 月 9 日（金）までにご連絡をお願いします。

○問い合わせ先：総務課税務係 ☎ 52 - 2101

消防法による試験のお知らせ

《平成 26 年度第 4 回危険物取扱者試験》

試験日 平成 27 年 2 月 1 日（日）

試験の種類 甲種・乙種（第 1～6 類）・丙種 試験地 札幌市・旭川市・帯広市他

受験願書の受付期間

書面申請 平成 26 年 12 月 12 日（金）～ 19 日（金）・電子申請 平成 26 年 12 月 9 日（火）～ 16 日（火）

《平成 26 年度第 4 回消防設備士試験》

試験日 平成 27 年 2 月 1 日（日）

試験の種類 甲種（第 1～5 類）乙種（第 1～7 類） 試験地 札幌市・旭川市・帯広市他

受験願書の受付期間

書面申請 平成 26 年 12 月 12 日（金）～ 19 日（金）・電子申請 平成 26 年 12 月 9 日（火）～ 16 日（火）

○上記受験案内、受験願書の用紙および試験手数料払込用紙の常設場所・問い合わせ先

富良野広域連合富良野消防署南富良野支署 ☎ 52 - 2119